

## 資機材の使用貸借契約書(案)

神奈川県立相模原中央支援学校（以下、「甲」という。）と 株式会社〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、令和2年4月〇〇日締結の学校環境整備業務委託契約書（以下、「基本契約書」という。）に関する資機材の使用貸借について、以下のとおり合意したのでここに使用貸借契約を締結する。

### （資機材の使用貸借契約）

第1条 甲は、別紙目録に記載する資機材（以下、「資機材」という。）を乙に無償で貸与する。

### （使用貸借の期間）

第2条 第1条の資機材の使用貸借契約の有効期限は契約日から令和5年3月31日までとする。  
2 基本契約が解約となった場合は、自動的に本契約も終了するものとする。

### （使用目的・善管注意義務）

#### 第3条

- 乙は、本件資機材を受託業務の履行のためにのみに使用するものとし、当該目的以外に使用してはならない。
- 乙は、通常の用法に従って本件資機材を使用し、善良なる管理者の注意義務をもって管理することとし、本件動産を毀損、価値を減少させることがないように努める。

### （修繕）

第4条 本件資機材が故障または破損等したため、修繕が必要となった場合は、乙は甲に対し遅滞なく連絡するとともに、乙は、自己の費用をもってこれを修繕するものとする。但し、経年劣化等原因があきらかに乙の責でない認められ、甲が修繕をなす者を指定した場合はこれに従う。

### （必要費・有益費の償還）

第5条 乙は、甲に対し、本件資機材の必要費及び有益費の償還を請求できない。

### （貸借物件の返還）

第6条 乙は、本件契約終了後直ちに、附属物を収去した上で貸借物件を原状に復して、甲に返還するものとする。

### （協議事項）

第7条 本使用貸借契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本使用貸借契約書の合意の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、双方が保持する。

令和2年4月 日

甲 相模原市中央区高根1-5-36  
神奈川県立相模原中央支援学校  
校長 〇〇 〇〇

乙  
落札者

資機材目録

資機材名	品名 (型番)	個数
ローントラクター (乗用芝刈機)	シバウラ LT152B (使用燃料 レギュラーガソリン)	1台
刈払機	丸山製作所 SPV20 (使用燃料 混合ガソリン 25:1)	1台
エンジンチェーンソー	マキタ MEA3201M (使用燃料 混合ガソリン 25~50:1)	1台
エンジンブロワバキューム	リョービ EBVK-2650 (使用燃料 2サイクルエンジンオイル 50:1)	1台

機材の使用にかかる維持管理費(燃料・オイル・整備費等)は乙の負担となります。  
 現在機材の中に残っている燃料、オイル等の使いかけの在庫に関しては無償で使用することができます。

参考) 平成 28 年度燃料購入量  
 レギュラーガソリン 80 L  
 混合ガソリン 25:1 16 L  
 2サイクルエンジンオイル 4 L